



平成25年(受)第548号

決 定



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成24年(ネ)第1476号解約違約金条項使用差止, 不当利得返還請求事件について, 同裁判所が平成24年12月7日に言い渡した判決に対し, 申立人らから上告受理の申立てがあったが, 申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって, 当裁判所は, 裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成26年12月11日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 白 木 勇



裁判官 山 浦 善 樹

裁判官 池 上 政 幸